

鈴鹿市農業委員会告示第7号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第25回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和32年農委告示第4号）第2条第1項の規定により告示する。

令和7年7月8日

鈴鹿市農業委員会
会長 鈴木 秀

- 1 日時 令和7年7月14日（月）午前10時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室
- 3 事項 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
(3) 農地法第4条の規定による許可申請について
(4) 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
(5) 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
(6) 農用地利用集積等促進計画について など